

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和7年 3月 10日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ゆうげんがいしゃ うみじゅうろくばん

② 届出者 氏 名 有限会社 海 16 番

だいひょうとりしまりやく いたくら ゆりこ

代表取締役 板倉 百合子

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	34-ユ-300424
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ゆうげんがいしゃ うみじゅうろくばん 有限会社 海 16 番
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 2 1 - 0 9 7 3 電話 090 (7501) 0016
	ひろしまけんふくやましみなみざおちょう 広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 26 号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙の通り
⑧備 考	有限会社 海 16 番 担当者：板倉 百合子 連絡先：090-7501-0016

様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 400,000 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 400,000 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 400,000 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
「返戻金あり度なし」

許可番号

34-1-300424

有限会社 海 16 番

事業所の名称及び所在地 〒721-0973 広島県福山市南蔵王町 6 丁目 26 番 26 号